

平成16年度 第2回

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

会議録

日時：平成16年7月7日（水）

午後2時00分～

場所：文京区役所庁議室

審議案件

平成16年度諮問第2号

文京区における個人情報保護条例の改正について

平成16年度諮問第3号

「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」による個人情報の収集及び外部提供について

1 開会

竹澤広報課長 それでは平成16年度第2回の文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。私、広報課長の竹澤でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、まず委員の出席状況につきましてご報告させていただきます。

本日、全委員出席でございます。したがって、情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第7条第1項の規定によりまして、定足数を満たしておりますので、本会議につきましては有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

2 区長あいさつ

竹澤広報課長 それでは、開会に当たりまして、まず煙山区長から委員の皆様にご挨拶がございます。

煙山区長 皆様こんにちは。区長の煙山でございます。きょうはお忙しいところ、またお暑い中にもかかわらず、運営審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

委員の皆様方には、本区が推進しております開かれた区政の実現に向けまして、日ごろからご指導、ご尽力をいただいております、厚く御礼を申し上げます。

また、先般、諮問申し上げました選挙関係業務の個人情報の目的外利用につきましては、早速ご答申をいただきありがとうございました。現在行われております参議院議員選挙において、早々に実施をさせていただいているところでございます。対象者の方々に個別に郵便投票の仕組みのお知らせを申し上げまして、申請書をお送りすることによって、重度の介護を必要とする方々の参政権の行使が今まで以上にしやすくなってくると確信をいたしておるところでございます。

さて、今回諮問させていただきます案件は2件でございます。まず1件は、昨年来、当審議会においてご説明させていただいておりますが、国の個人情報保護法を基本とした法制度が来年の4月から開始されるということになっております。きょうの日刊紙によりますと、個人情報の漏えいが民間よりも行政・自治体側が多いたったということもございまして、これらに対する個人情報の保護がより求められる社会情勢にもあろうかと思っております。

そこで、本区の個人情報保護制度につきましても、国の法制度との整合性を図っていくという観点から、条例を改正し、内容を拡充していく必要があると考えておりますので、今回の審議会に諮問させていただき、委員の皆様方にご審議をお願いするものでございます。

次の諮問案件ですが、東京都において創設いたしました警察と学校との相互連絡制度を活用いたしまして、児童生徒が犯罪の被害者となることを予防し、また深刻化しております児童生徒の非行、犯罪を防止するという一方で、青少年の健全育成を効果的に推進していくために、新たに児童生徒の個人情報の収集、外部提供を行おうとするものでございます。近年、児童生徒をめぐる重大事件が多発しておりますことは、ご案内のとおりでございまして、新聞報道等

でそういう事件がにぎわせているわけでありますが、こうした事件を未然に防止するために対策を講じることが、教育機関をはじめ、関係機関並びに文京区の地域においても急がれているところでもあります。児童生徒の健全育成を推進するというために、相互連絡制度をはじめ、区、学校、地域、関係機関などでのさまざまな取り組みを通じて、児童生徒をめぐる事件の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

一方で、相互連絡制度におきましては、個人情報保護との調和をどのように図っていくかという課題もありますので、委員の皆様方にはよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます次第です。

暑さが一層厳しくなります折、本日諮問させていただきまして2件につきましては、お暑い中恐縮でございますが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

3 諮問書交付

竹澤広報課長 それでは、続きまして本件の諮問案件2件でございますが、区長から会長に諮問させていただきたいと思っております。

(内山会長に諮問書を交付)

煙山区長 恐れ入ります。どうぞよろしく。

竹澤広報課長 委員の皆様には、席上に諮問文の写しを配付させていただいております。

煙山区長におきましては、次の予定がございますので、誠に申しわけございませんが、ここで退席させていただきます。

煙山区長 どうぞよろしくようお願い申し上げます。

竹澤広報課長 それでは、本日席上に配付している資料も含めまして、量がございますので、まず資料の確認をさせていただきたいと思っております。

まず、今般お送りさせていただきました資料でございますが、A3の「個人情報保護条例・法律比較」こういった資料を送付させていただいております。これが6ページございます。

それと、あと「個人情報保護関連五法の概要」、こういったものをお送りさせていただいております。

それと、「個人情報の保護に関する法律の概要」、2枚、3ページでございます。

それと、「個人情報の保護に関する法律施行令等のポイント」、これは9枚でございます。両面印刷いたしてございますが。

それと、「個人情報の保護に関する基本方針の概要」という3枚のつづりがございます。

それと、「個人情報の保護に関する法律」、これは首相官邸の方のホームページからダウンロードしたつづりが1つ、それと「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、これをつづったものがございます。これはあらかじめご送付させていただいた資料でございます。

それとあわせまして、本件に関して本日席上でご配付させていただいておりますのは、諮問文の後ろに「個人情報の定義」ということで、1枚のもので丸が幾つか重なったようなグラフがございます。それと罰則につきましても資料が1枚ございます。それと「個人情報の保護

に関する基本方針」、これが何枚かのつづりになってございますが、この3種類と諮問文を加えさせていただきます。

諮問第3号につきましては、本日席上にてご配付させていただいている資料だけでございまして、「警察と学校との相互連絡制度に係る審議会承認案件」というつづりでございます。それと、「少年の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定書（案）」、このつづりがございます。それと、最後に「児童生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度に係る実施要綱（案）」というつづりが付けてございます。

以上が本日の諮問案件2件にかかわります関係資料でございます。お手元の方はよろしゅうございますでしょうか。もし不足しているものがございましたら、事務局の方にお申し出いただきたいと思っております。

それでは、進行を内山会長をお願いいたします。

平成16年度諮問第2号

「文京区における個人情報保護条例の改正について」の審議

内山会長 それでは、第2回の議事を進行させていただきたいと思っております。

きょうは、ただいま区長さんの方から諮問第2号と第3号についての諮問をいただきました。いずれも非常に基本的なことでありますし、重要なことでもありますので、当然のことですが十分な審議を尽くしていただきたいと思いますと思っております。

それでは、最初に16年度第2号諮問案件について、次第に従って進めさせていただきたいと思っております。

第2号案件、これは条例の改正の方ですけれども、事務局の方からご説明をいただきたいと思います。

竹澤広報課長 それでは、私の方からご説明させていただきます。時間がかかるかと思っておりますので、座ってご説明させていただきます。

内山会長 はい、お願いします。

竹澤広報課長 まず、諮問文でございますが、諮問内容につきましては諮問文をまず読み上げさせていただきます。

平成16年度諮問第2号でございます。「文京区における個人情報保護条例の改正について。」

今日の高度情報通信社会において、電子計算技術の発展とその利用は、社会生活のさまざまな面に大きな変化をもたらしていますが、大量の情報の集積、移転、加工が極めて容易であるというその性質上、漏えい、不正利用の危険性が極めて大きく、また一旦侵害されると被害の回復が事実上困難であることから、個人情報の保護が大きな問題となっております。

こうした状況にこたえるため、国は個人情報保護に関する法律を基本法として、行政機関における個人情報の保護に関する法律など、関連する5法律を整備しました。特に、個人情報の保護に関する法律では、地方公共団体や事業者に対して、より適切な個人情報保護対策を実施することを求めています。文京区においても、電子計算組織の利用の進展や外部委託等、業務

が多様化している中で、個人情報の保護が重要な課題となっており、個人情報保護条例について関係法律との整合性を図り、個人情報を取り巻く社会状況の変化に対応した条例とすることにより、個人情報保護制度の拡充を図っていかねばなりません。

そこで、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づき、別紙個人情報保護条例の見直し事項について、審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。」

これが諮問文でございます。条例第2条第1項第2号でございますが、これは個人情報保護制度の運営に関する重要事項につきまして、諮問に応じて審議し、答申するという規定でございます。諮問させていただきます事項につきまして、別紙で整理させていただいております。項目といたしましては、その他を含めまして7項目ということになるかと思っております。

まず、第1点目でございますけれども、項目としては定義ということで、個人情報の定義についてでございます。本日ご配付さし上げております個人情報の定義という、卵型の図がございますけれども、これをごらんいただき、あわせましてA3判の方の「個人情報保護条例・法律比較」という表をごらんいただきたいと思います。この比較表の1ページに当たるんですけども、1ページの上から2番目の対象個人情報というところが、第1点目の見直し事項に当たるものです。

ここで整理いたしますと、文京区の個人情報保護条例につきましては、現在国の行政機関法では、ちょうど真ん中の欄でございますけれども、それぞれ3つに分類されてございます。文京区では1個になっております。それが個人情報の定義という図表化したものでございますけれども、これをごらんいただきますと、文京区の個人情報保護条例の個人情報としては、(B)の媒体に記録されている情報、これにを対象にしています。細かな分類はございません。

この国の方の行政機関法によりますと、3分類をされているんですけども、まず個人情報というものにつきましては、例えば組織的な管理に属していないものとか、収集前のものであるとか、そういったものを含めて、広義的な意味合いで個人情報というものの取り扱いで用いております。

それと、収集後、管理に服する、あるいは開示等の請求に対応したものといたしましては、保有個人情報ということで、組織共用文書として管理をされている情報、個人情報の定義の図式で言いますと(C)というものが、保有個人情報という形で定義されております。

そして、さらに個人情報ファイルということで、一定の量の個人情報を検索することができるよう体系的に構成した情報、これを個人情報ファイルということで整理してございます。それが、この図式の中では(D)に当たるものでございます。この(D)の中にはペーパーとございますか、紙情報と電子情報とに分かれてございます。それで、国の方の区分につきましては、基本的に個人情報ファイルというような電子計算機を用いて体系的に構成された情報につきましては、罰則規定の対象になるものでございます。保有個人情報につきましても、不正な利益を図ることを目的に提供したり、盗用した場合について罰則の対象になるとか、罰則規定との関係も含めて、そういった定義の区分がございまして。

1つは、こういった定義の部分についての整理の仕方が、我が区の条例と行政機関法、国の法律と相違しているということでございます。

次に、2点目でございますが、実施機関の責務についてでございます。これにつきましても、今の縦長のA3の表の1ページ目、ちょうど真ん中あたりですけれども、実施機関の責務という項目がございます。これにつきましては、私どもの方の条例では職務上知り得た個人情報に係る秘密を他に漏らしてはならないという規定になってございます。国の行政機関法によりますと、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせはならない。それと、加えまして不当な目的で利用してはならないというようなことで、その辺が明確になっておるものでございます。この辺の規定の仕方の違いがあるということです。

それと、第3点目が業務の登録の規定でございます。これがA3の表の2枚目でございますが、2ページ目の上の2番目に業務の登録がございます。文京区の場合は、個人情報における業務というものを登録するしくみになってございます。行政機関法のしくみにつきましては、先ほど罰則の適用にもなる個人情報ファイル、これを登録するとともに帳簿を作成して公表する、そういう仕組みになっております。

続きまして、第4点目が受託者に対する措置でございます。これにつきましても、2ページ目のところで受託者に対する措置が、真ん中あたりよりちょっと上でございますけれども、表示してございます。

文京区の今の条例は、受託者に対する義務・責務等につきまして、直接的に規定しているものではなくて、実施機関の委託契約において個人情報の保護について必要な措置を講じるというような措置をとっております。国の行政機関法等によりますと、直接的に受託者に対する措置が法律上規定してございます。個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。あわせまして、従事者の義務ということで、行政機関の職員も含めて、あるいは受託業務の従事者、従事していた者も含めまして、個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないということで、従事者の義務も明確になってございます。この範囲は、罰則規定の適用の範囲に入るものでございます。

続きまして、3ページ目でございますが、見直し事項の5点目にあたります。請求に対する決定の中の、存否応答拒否条項につきまして、開示の請求等ということで、真ん中あたりより上にございますが、行政機関法にいくつか規定項目がありますが、訂正請求の上の段に当たるものが存否応答拒否に関する規定です。これは、開示請求に係る情報が存在しているか否か、これに答えるだけで不開示情報を開示することになるということで、存否を明らかにしないで応答を拒否することができるというものでございます。情報公開条例におきましても、こういった規定は設けているところでございます。

続きまして、6ページ目、最後のページに当たるものです。これが罰則についてでございます。これまで文京区個人情報保護条例につきましては、地方公務員法等、そういったもので罰則規定あるいは行政処分があるということで、罰則規定については設けてなかったところでございます。国の法制度の中では、罰則規定が設けられております。

まず、第1点目ですが、一番上の罰則のところですが、個人情報ファイルのうちの電子計算組織にかかわる点でございますけれども、正当な理由がないのに提供した者につきましては、2年以下の懲役または100万円以下の罰金ということでございます。また、その対象

は行政機関の職員、職員であった者、それと受託業務に従事している者、または従事していた者が対象になります。そういった者が今度は業務に関して知り得た保有個人情報、管理している個人情報を、不正な利益を図る目的で提供・公表したときにつきましては、1年以下の懲役または50万円以下の罰金ということでございます。

それと、これは行政機関の職員でございますが、行政機関の職員が、正規な職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項、こういったものが記録されております文書等、それを収集したときにつきましては、1年以下の懲役または50万円以下の罰金ということでございます。

1つ飛びまして、一番下でございますけれども、これは開示等の請求にかかわりまして、偽りその他の不正の手段で開示決定に基づく個人情報の開示を受けた、そうしたものについては10万円以下の過料に処するというものでございます。

こういった罰則規定が国の行政機関法につきましては定められているものでございます。こういったものが文京区の今の条例の中では設けられてないというものでございます。

もう一つ、ご参考までに、本日お配りいたしました罰則という1枚の資料でございますけれども、これは地方公務員法も含めた形で整理させていただいているところでございますが、例えば地方公務員法上の職務上知り得た秘密を漏らす行為につきましては、一般項目に書いてございますけれども、1年以下の懲役または3万円以下の罰金、これは刑罰ということですね。それとあと懲戒等の行政処分ということでございます。あとは後ほどご覧いただければと思います。

それともう1点、個人情報保護条例見直し事項のその他のところで、指定管理者の取り扱いについてというものがございます。これにつきましては、地方自治法の改正がございまして、現在、公の施設の管理を公共的団体等に委託することができるというような規定がございまして、文京区の方でもさまざまな施設で、そういった規定に基づきまして委託をしているケースが多いんですけれども、これが条件が変わりまして、指定管理者、管理の委託ではなくて管理代行というような形で、法律上そういった制度が導入されることとなります。法律はもう既に改正されているんですけれども、その移行までの間ということで、平成18年の9月までに移行するというような取り扱いになってございます。

先ほど受託者の義務等がございましてけれども、指定管理者につきましても受託者と同様に責務であるとか、従事者の義務・罰則、こういったものを設けることが適当かどうかということを検討することが必要になってくるものでございます。

ちなみに、指定管理者制度につきましてですけれども、指定管理者を議会の議決で指定することになっております。それと、指定手続であるとか管理の基準、業務の範囲等につきましては、条例で定めるということになってございます。文京区につきましては、現在、指定管理者制度の導入に向けて検討段階にあるというところでございます。

見直し事項につきましては以上でございます。その他、民間事業者の個人情報の保護措置が、今度個人情報保護法でカバーすることになってくるということもございますので、文京区も一定民間事業者に対する個人情報の取り扱いにつきましては、指導、勧告、公表等の措置を講じているところでございますけれども、その辺につきましては個人情報保護法との関係を整理し

た上で、区の条例を適用させていく、そのような形で考えているところでございます。

その他、本日ご配付させていただきました国の関係資料につきましては、お持ち帰りになって、お目通しいただければと思います。

それと、一定の条例改正に向けての私どもの非常に大ざっぱなスケジュール的なことでございますけれども、来年の第1回定例会の条例改正に提案できればというふうに考えているところです。それを目指してということになりますと、おおむねことしの10月頃までには方向づけを出していただければというふうに考えているところでございます。一つの目安というようなことで、そういう形でご審議いただければと思います。

それと、今後のご審議の過程の中でさまざまな資料等も必要になってくるかと思っておりますので、求めに応じて資料を提出したいと思っておりますし、こちらからもご参考になる資料につきましては、先生方にご配付させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

内山会長 はい、ありがとうございます。お聞きのように、個人情報保護法制が国会で決められた法律の方で整備されました。それにあわせて、文京区の方では法律が制定される以前から個人情報保護、情報公開についての制度が条例によってできているわけですが、その条例と後からできてきた法律をすり合わせるといいますか、矛盾のないようにして、より適切なものにするという必要性がまず存在すると。法律の方は来年の4月から施行になるということですから、条例も法律が施行になる来年の4月までの間には、区民の方々に周知することも含めて、十分な準備期間を置いて、4月には実施できることがもともとは望ましいことなのであるかと思っております。

今、課長さんのご説明の中で、第1回定例会という目途というのもそういうことだと思いますから、当審議会では10月までの間にはその方向性について答申をさせていただくということが、時間的な問題とするとあるのかなと思っております。

それともう一つは、法律の改正ということですから、法律がまた1つの法律だけではなくて、お手元にありますように個人情報保護関連5法という、この体系自体が5つの法体系に分かれてというふうなことで、大変複雑なシステムをとっております。一挙に出てきていますので、社会に周知されているとは必ずしも言えないような状況で、当審議会として適切な対応をしなければいけないということがございますから、今日はいずれにしても具体的な答申を出すということを目的とせずに、我々がどのような情報を知ればそれについて判断ができるということになるのかどうかということで、皆様方の方からこのような資料が欲しい、このようなことについて説明してほしいというふうなことがあれば、まずそれを挙げていただいて、次回までの間にそれが、時間的な関係もありますから、皆様のお手元に届くようなことができれば、そういうことをしていただいた上で次回の討議から実質的な検討をさせていただくということにさせていただきますと思います。

急にいろいろなものが出されてということですので、時間的な余裕もない委員の方もおられたと思いますけれども、何でも結構でございますから、ご発言があればこの際していただきたいと思っております。

私の方から、例えば抽象的に何か答申をしてくださいと言われても、実現できる可能な答申

でなければいけないということもありましょうから、例えば事務局の方でこういうような腹案があって、条文の形ではないにしろ、こういうことをこのように変えたいというふうなことを、理解できるような形で、失礼ながらたたき台という形で出していただくと理解が早いかなというふうに思いますが、いかがでございましょう。

竹澤広報課長 私どもの方も整理いたしまして、たたき台的なものをご準備させていただければと思っておりますので、もう少し時間をいただければと。

内山会長 時間があればですね。

佐藤委員 少しよろしいですか。

内山会長 どうぞ。

佐藤委員 今、事務局から話がありましたけれども、文京区のその他で7項目、見直し事項とありましたよね。これは、基本は国の新しく来年から施行されるそれに基づいて、足りない部分を文京区の条例に変えると。あくまでも国の新しいそれに適用させて、不備な点、あるいは盛り込まなきゃいけない内容を、文京区の今の条例にそれを引っ張ると。ですから、これはそれはそういうふうにやりなさいよというふうに国の方から指導があってやるのか、それともやっぱりこれじゃまずいと、文京区としてこの条例がやっぱり不備だよと、そういう観点から内容を見直すのか、そうしたらどっちが主になるのか、それがどうなのか。

竹澤広報課長 国の方で指針を定めることになっています。本日お配りさせていただきました基本方針の中に、国の方の制度が今度でき上がりましたので、それに対応するように、というふうな、そういう指示はあります。基本方針の5ページから6ページにかけてなんですけれども、地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項、この中で既に条例を制定している団体にあっても所要の見直しを行うことが求められている。あわせて、具体的には、6ページでございまして、法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえてマニュアル処理に係る個人情報を保護対象とすること、これは文京区ではすでに対象としてましたけれども、あるいは外部委託に係る個人情報保護制度の整備であるとか罰則の検討など、そういったものについて見直していくことが、基本方針ということで示されています。国の方の法整備がスタートしたので、文京区といたしましてもこういう指示がございましたので、整合を図っていこうということでございます。

内山会長 今の国の指導によるというふうなことでしたけれども、これは個人情報の保護に関する法律、国会で制定された法律なんですけれども、その5条というんですか、皆さんのお手元の多分首相官邸と一番上に出ているやつの5条、めくっていただいて次のページですけれども。この5条に地方公共団体がこの法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有すると。

まず、法律によって地方公共団体にこのような責務が課されたということが前提となりまして、この責務を具体的に、それではどのようなものとして体現するかということについて、例えば政府の方は政府の方でそのようなことをあまねく実施するということについて、政府も責任を持たされたということですから、政府の考えを示したということですよ。

竹澤広報課長 それは7条でございまして。7条に基本方針を示すという規定があります。こ

の規定に基づきまして、先ほど私の方でご説明させていただきました基本方針が、ことしの4月2日に閣議決定されて示されたということです。

内山会長 そうですね。ですから、国と申しますけれども、内閣以下の行政が独自に判断してやったということではなくて、国の立法としてまず義務づけられて、その指針に基づいて内閣も一定の行動に出ますし、地方公共団体もこの法律に基づいて適切な対応をするということが必要となる。この条例改正は、それを体現する、実施に移すということが目的なんですよ。

竹澤広報課長 はい。

内山会長 ですから、指導というか、法律上の責務ということだと思います。

議論を豊富にするという意味で、私がどう考えているということを抜きにして申し上げますけれども、例えば実施機関の責務で、今の文京区の条例ですと、個人情報収集し、保管し、利用する実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報に係る秘密を他に漏らしてはならない。

この罰則というのは、先ほど説明した守秘義務違反ということで、罰則もあるということですから、このような義務が課されるということになりますけれども、国の方の、例えば行政機関法の方を見ますと、その部分は業務に関して知り得た個人情報の内容を、みだりに他人に知らせ、不当な目的で利用してはならないと書いてありますけれども、これはどちらが厳格なものか、というふうなことも、表現の問題ですから、皆さん法律の専門家ばかりではないんでしょうけれども、私の素朴な感じで言いますと、他に漏らしてはならない方が厳しいですね。みだりに漏らしてはいけないということになりますと、正当な目的でやればいいんだということになりますから、どんどんやればいいんだということです。仕事の中で、業務の中で実施している限りにおいて、みだりにという評価は受けないということになりますから、どんどんやればいいということになりますので。

というふうなこともありますから、どこを実質的にどのように直すのかということについて、条例案を示す場合には、この点をこのような趣旨でこのように直しますと。例えば、他に漏らしてはならないということになりますと、正当業務であっても漏らしてはならないということになってしまいますから、これではちょっとやり過ぎだというふうなことになりますから、行政機関法の趣旨にのっとり、ある程度合理化するというふうなことを説明するのか、このとおりでいくのかということですね。

竹澤広報課長 個人情報保護条例につきましては、地方公務員法をベースにしてございますので、守秘義務違反との兼ね合いで、個人情報に係る秘密ということで、重なりあう規定を置いている。行政機関法なんかですと、もう少し広い範囲でとらえています。

内山会長 そうですね。

竹澤広報課長 あとは、現在の情報通信が高度に進んでいる社会における個人情報の保護という観点から、社会的要請にこたえる形の罰則であるとか、こういう規定が変わってきているのかなと、時代の背景によってもやっぱりそれがあるのかなと思っておりますので。

内山会長 そういうようなことで、さっと説明されてしまうと何か見過ごしてしまうようなことなんですけれども、例えばそういうことが大事なことですし、この点を委員の皆さんが判断をできるように、具体的な内容についての説明と申しますか、ご理解をいただいた上のご意見をいただいた上で答申をするという方が適切なのかなというふうに思います。

竹澤広報課長 そういった条文ごとに合わせた形の考え方であるとか、たたき台であるとかご用意させていただきたいと思います。

内山会長 ということで、これだけでさあ答申をしるというわけではなさそうではございませんけれども、それはいわば行政といいますか、文京区の、当局の側でのお考えということですから、私どもが当局とは別に、この審議会として何か知りたいことがあれば、それは準備していただいたり説明していただいたりということがありますから、この機会であれば時期におくれるということではありませんから、適宜の機会ではよろしいんですが、なるべく早い時期に必要な情報があれば、それはいただきたい。このときにお申し出になられることでしたら、事務局に直接ご連絡をとっていただくということになると思います。

例えば、我々も特別職の公務員という形ですけれども、我々はこの中で知り得た個人情報を漏らしても、今のところ罰則はないんですよね。

竹澤広報課長 はい。

内山会長 そうですよ。でも、今度から条例ではそういうものにまで罰則の網を広げるといふ形で、よりセキュリティーを厳重にするといいですか、そういう手だてをするんだといふふうなことも、この条例の中では恐らく計画されることなんだと思います。それから、情報処理業者に対して罰則を加えるということによって、文京区が委託された個人情報を処理する業者が、その中で他に漏らすといふふうなことをやった場合に、罰則の適用をしてまで文京区のセキュリティーを確保するといふふうなことも、恐らく条例の中で行われることだと思います。

それから、指定管理者の取り扱いということでしたら、やはり地方自治法の改正の前後の条文と指定管理者とは大体どのようなものなのかといふふうなことも含めて、お知らせいただいた方が、恐らくよろしいのかなと思います。

腹案とすればということでしょうけれども、個人情報保護条例の見直しについて7項目が挙げられていますけれども、これ以外に何か必要だということがあれば、答申についてはこれに拘束されるということではないと思いますから、ご発言があれば審議会の中で審議させていただくということにさせていただきたいと思います。

堀添委員 ちょっと話がずれてしまうかもしれませんが、罰則のことなんですけれども、上記以外の報償、謝礼対象者が罰則がなしとなっていますが、具体的にどういう方々なんでしょうか。

竹澤広報課長 例えば、ここで想定しているのが、講演会の講師であるとかです。先ほどの特別職の公務員であるとか、委員の方々というような形ではなくて、講師でお願いしたりしているケースもありますので、それは個人情報を扱うケースというのはほとんどないんですけれども、謝礼を支払って、外部の方に区の業務の一部をお願いするケースもございますので、そういった方々につきましては罰則はなしという取扱いです。

堀添委員 知人の方とか、区のしおりみたいなものを配ったりとか、いろんな仕事をされたりしますが、ああいう方については。

竹澤広報課長 ほとんどそういう関係のものは委託関係が多いと思います。謝礼ではなくて、ですから、例えば受託業務では、国の方の行政機関法ですと、罰則の対象になるケースが多かったりすると思います。

内山会長 今のところ、一般職の公務員はもともと地方公務員法で守秘義務違反ということで罰則がある、その点は大丈夫なんですけれども、その周辺という言い方はいけないですけれども、例えば議員ですとか、我々特別職の公務員という形の身分の者は、今のところ罰則がない。ただし、守秘義務は持っているというふうな状況だということですね。

それでは、時間も時間ですので、今はその条例を改正する背景と申しますか、必要性等についてのご説明等は伺ったということにいたしまして、諮問を審議する上で必要な資料等について、お申し出があれば次回までに申し出ていただいて、それを整理した上で、なおかつ時間までにできるかどうかということは伺ってませんけれども、当局の方での改正のたたき台、この条例をこういう方向で改正するというふうなこと、考え方のようなものはお示しいただける。それが適切かどうかというふうなことを次回以降にご審議いただくということによろしゅうございましょうか。

どうぞ。

堀添委員 受託者についてお聞きしてみたいのですけれども、どういったことを受託するのかみたいなのが例としていただければ。

竹澤広報課長 個人情報を取り扱う業務として、どんなものがあるのかというようなことですか。

内山会長 それも、厳格に全部の受託契約を洗い出してということになると大変な作業になると思いますので、そうではなくて、具体的な例示という形で、こういうタイプこういうタイプという形で……

堀添委員 イメージできるようなものということなんですけど、それが浮かばないので。

内山会長 そうですね。受託をする場合には、当然今でも委託契約の中では、この契約に基づいて処理する情報について他に漏らしてはならないという契約文言が恐らく入っているものもあると思いますので、適切な事例等があれば、そういうものの例文も示していただいたらよろしいかとは思いますが。

竹澤広報課長 委託案件につきましては、審議会の報告事項となってございます。前回報告させていただいたものを参考にしながらピックアップしたいと思います。

内山会長 ああ、そうですね、はい。契約書の約款といいますか、どういう形で守秘義務が遵守されることを求めているかというようなことも、例示的なものがあれば、全部と言いませんから、それこそ資源のむだ遣いにならない程度のこととして用意していただけたらと思います。

東村委員 事務要領の34ページの12条に、契約書に記載する事項は次のとおりであると書いてありますね。その中の例えば の怠った場合における受託者名の公表及び損害賠償義務を委託契約の中に入れる訳でしょう。

竹澤広報課長 個人情報保護に関する項目につきましては、ある程度標準化した形で仕様の中に加えるような形になります。

東村委員 そうした場合、損害賠償というのが特定できるのかね。損害という概念が非常に難しいなという気がしているけれども、現実にはどういう話になっているのか。

竹澤広報課長 例えば、委託契約している内容につきまして、具体的な被害が発生したとい

うことで、個人情報のご本人の方から区の方にこういうわけで損害を受けたんだということで損害賠償を請求されることが考えられます。あと、よくいろいろな情報が流れているとか、漏れいだとかというのが新聞記事に毎日のように載っておりますけれども、それにつきましても、具体的な発生した損害があるかどうかというようなところもあるかと思います。

東村委員 個人から損害賠償を区に請求するケースがあるでしょう。

竹澤広報課長 そうですね。

東村委員 だれに対して損害賠償を、だれが請求するの。個人が受託者にじゃないよね、区に対して請求して、区は受託者に。その辺の筋道とか結構話としてはややこしいね。

竹澤広報課長 それは内部の求償関係になります。

東村委員 そうすると、Aさんが、いやおれの個人の情報が10億に値すると言って、10億訴えたときに、区と外部委託者とがどういう割り振りで、もともとどういう契約をしていたかという問題と絡んで、非常にややこしいよね。

内山会長 損害賠償だけの話からしますと、受託業者に直接区民が損害請求はそもそも可能なわけです。ですから、私の情報が漏れたことによって10億円の損害が発生したというんで、それを民間業者に請求してくれる分には、それこそ区の方は助かっちゃうという部分があるわけですね。その業者だけで相対してしまえばいいということになる。

ですから、具体的には損害というのは法律上の損害ですから、自分の情報が10億円で評価されるものかどうかというのは、最終的には訴訟になれば裁判所が定めるということになりますけれども、基本的にはヤフーB Bみたいな形で、例えばメールアドレスが漏れたというだけでどういう損害が発生したのか、損害なのかどうかということすら実はまだ確定されていないといえますか、それほど損害賠償に値するような損害なのかどうかすら、まだ一般的には評価されていない問題だと思います。

ただ、例えば文京区の課税情報みたいなものを、第三者に処理を委託して、その情報がみんな流れちゃって、収入源が全部明らかになったという場合に、そんなことはないでしょうけれども、もし仮にそんなことがあった場合には、文京区とすれば社会的にとらなければいけないことがありますね。ヤフーがやったみたいなこと、文京区としても区民の皆さんにおわびするというふうなことだとか、おわびの際に前後措置をとるための費用だとか、そういうものがかかってきますよね。それは文京区にとってみると、不当なことによって情報を漏らした人によって発生した損害ですから、そういうものが損害ということになる可能性はありますよね。

ただ、文京区が本来法律上とらなくてもいいことまで、過剰にといいますか、適切に行うために法律上の義務を越えて行うような場合には、それは損害とは言わずに、文京区の判断でやったことで、そこまでは損害ではないから払わなくていいんだということにもなるかもしれませんし、それは個別、具体的な状況によって違ってくるでしょうね。

先ほど区長さんが、行政機関の情報漏洩の方が民間より多いと言いましたけれども、それは行政はもともと個人情報を他に漏らしてはいけないという原則だから、漏れたという件数がそれだけ出てきたと。民間の方はもともと個人の情報を漏らしてはいけないという法律自体がないんです。だから、民間から漏れた件数が役所の漏れた件数より少ないというのは、あれは上がったものとしては少ないだけのことで、簡単に漏れてますよね。我々のところにダイレクト

メールがいっぱい来ますけれども、あれみんな漏れてる結果なんですけれども、あれは違法だという判断すらないわけで、今度、個人情報保護法のような形で少しは整理されていく。それでも完全にコントロールされているということではないんですね。役所の方がよっぽど民間よりインチキでずさんだというのは、ちょっと印象とするとおかしいと思います。役所は何しろ漏らせば最終的には刑罰まで加えているということで、民間の場合と全く違うんだと。そういうことも前提にした上で、しかし条例は今のままより適切な改正をするという必要があるんだと思うので、そういう審議をしていただくということですね。

大変重くて大きな問題ですけれども、それでは今挙げていただいた事項については用意していただくということですが、今以外のことで後で気がついたこと、お考えいただいたことで、必要な情報があれば、それは事務局に直接連絡をしていただいて、事務局としてそれが適切なものであれば、適切な加工をしていただいて我々に情報を提供していただきたいということにさせてください。

平成16年度諮問第3号

「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」による個人情報の収集及び外部提供について」の審議

内山会長 それでは、もう一つ今日は諮問をいただいています。16年度諮問第3号について、これから審議に移りたいと思います。

諮問第3号について、事務局からご説明をいただきたいと思います。

竹澤広報課長 ご説明に入ります前に、本日、諮問案件にかかわります教育委員会の山田指導室長と担当主査が出席させていただきます。

それでは、諮問第3号につきましては、私の方からご説明させていただきます。

諮問文でございます。先ほど諮問させていただいたものを読み上げさせていただきます。

「平成16年度諮問第3号、児童生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度による個人情報の収集及び外部提供について。

平成15年10月、東京都緊急治安対策本部が設置する子供を犯罪に巻き込まないための方策を提言する会から、緊急提言、子供を犯罪に巻き込まないための方策が示され、これを受けて東京都教育委員会において児童生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の導入が提起されました。

この制度の目的は、学校と警察がより緊密な連携を行うことによって、児童生徒が犯罪の被害者となること並びに非行及び犯罪を防止し、児童生徒の健全育成を効果的に推進することにあります。協定の締結により、学校と警察との連携が緊密となり、警察から情報提供を受けることで、学校において犯罪の再発の防止、犯罪に関与した児童生徒の規範意識の醸成及び立ち直りなどについて、迅速かつ効果的な指導を行うことができます。また、学校から警察への連絡により、児童生徒の問題行動の情報だけでなく、児童虐待事案など、児童生徒が被害者とな

る事案を警察が早期に把握し対応することが可能になると期待されています。

そこで、個人情報の収集にかかわる文京区個人情報の保護に関する条例第8条第2項第5号及び外部提供に係る同条第15条第2項第3号の規定に基づき、標記事項について審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。」以上が諮問文でございます。

それで、具体的な諮問の内容につきましては、次につづってある資料にありますますが、その前にまず制度の仕組みですが、諮問案件の後ろについてございます協定書（案）でございます。これが警察と学校との連絡制度を実施しますということで、協定を締結するという形になっております。協定締結は警視庁少年育成課長と区の教育長でございます。これの協定内容につきましては、東京都全域の共通の内容になってございます。

文京区におきましては、締結をいたしました場合、後ろに要綱（案）がついてございますけれども、独自要綱に基づきましてこの制度を運営していこうということで、実施基準を定めるものでございます。

それでは、ご審議いただく個人情報の収集と外部提供につきましては、冒頭の諮問文の次につづってございます承認案件、これに基づいてご説明させていただきます。

まず、個人情報の直接収集の原則の例外としての審議会承認案件と、例外的措置に係る本人通知の省略に係る審議会の承認案件でございます。

まず、先ほどお示ししました実施要綱（案）の中に第3条というのがございまして、警察署長から学校長へ連絡する事案が3点ございます。ア、イ、ウで整理しましたように、逮捕事案、ぐ犯少年送致事案、その他児童生徒の問題行動及び児童生徒が犯罪の被害者となり、または被害者となる可能性のある事案で、警察署長が学校への連絡を必要と認める事案、こういったものが警察署長から学校長へ連絡する事案ということでございます。ですから、本人以外からの収集という形です。

ちなみに、ぐ犯少年という言葉が出ておりますけれども、これは少年法で「性格または環境に照らして、将来罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年」ということでございます。

それで、学校長の役割ですけれども、第4条で学校長は警察署との間で必要な情報交換を行うことができる。それと、この制度に基づきまして収集した場合に、原則といたしましては、児童生徒、保護者に通知するというので、13条第3項でございます。ただし、次の場合は本人または保護者への通知を省略できるということで、2点ほど挙げておりますけれども、本人に通知することが当該児童生徒に対する指導の障害となり、事案の解決をかえって困難にすることが明らかである場合、それと対象事案が犯罪に係るという場合であって、犯罪捜査過程の情報など、警察の業務の円滑な実施を困難にすることが明らかである場合、この2点に該当する場合には、本人または保護者への通知を省略しようというものでございます。

まず、本人以外からの収集ですけれども、文京区の個人情報保護条例では、収集する場合には本人から直接収集することになっております。例外は、法令に定めのある場合と緊急の場合で、一定の要件に該当する場合には本人以外から収集できるということで、それ以外の場合につきましては、運営審議会の意見を聴いて収集するという扱いになっております。本件につきましては、警察からの情報提供を受ける場合、一般的に本人の同意はないと考えられますし、

また同意を前提とすることも連絡制度の趣旨から見て適当ではないということで、審議会のご意見をいただく形になります。

次に、本人通知の省略でございますけれども、これにつきましても、本人以外から収集した場合については本人に通知しなければならないとなっております。ただし、審議会の意見を聞いてその必要性がないと審議会が認めたときはこの限りではないということで、本件につきましても先ほどの第11条第3項の(1)、(2)というような場合につきましては、ここに記載してございますけれども、犯罪、問題行動などに関係する情報であって、その取り扱いは本人に対しても慎重でなければならない場合がある。本人に通知することによって情報提供者の業務、あるいは学校の指導等に支障が生じる場合もあるということから、本人に対して通知しない場合を類型化したのが先ほどの(1)、(2)でございます。それがまず第1点、収集に関する部分でございます。

次に、3ページでございますけれども、外部提供、学校長から警察署長に連絡する関係のものであります。学校長から警察署長への連絡事案につきましては、要綱(案)の第3条の(2)で定めておりますけれども、これはかなり具体的に限定した形で定めております。

まず、第1点が(2)のアですけれども、深刻な暴力を伴う事案や刃物を使った傷害事案などの、児童生徒が現に重大な犯罪を犯し、あるいは犯罪を犯す強い蓋然性のある場合であって、学校では解決が困難であるため、緊急に警察の対応が必要であると認められる事案。イは、援助交際、薬物使用、及び深刻な問題行動、または犯罪に児童生徒が関係し、学校だけでは解決が困難であり、警察の協力が必要であると認められる事案。ウといたしまして、集団的暴走行為や深刻な学校間抗争など、集団によって行われる問題行動に児童生徒が関係し、学校だけでは解決が困難であるため、警察の協力が必要であると認められる事案。エといたしまして、児童虐待など、児童生徒が犯罪に巻き込まれたり被害者となったりするおそれがある場合。その他、児童生徒の生命・身体に重大な危険が生ずるおそれがあり、これを防ぐため、警察の協力が必要であると認められている事案。こういった事案に限定いたしまして、学校長から警察署長へ連絡をしようというものです。

学校長の役割は先ほどと同様でございます。

次に、学校における適正な管理の中で、本人または保護者に通知することが前提ですけれども、次の場合は通知を省略できるということで、(1)(2)は先ほどの収集の事案と同様でございます。

本人同意のない外部提供につきましては、3ページから4ページに書いてありますように、業務目的の範囲を超えて区の機関以外の者に提供をするとき、これにつきましては本人の同意を得ることが原則でございます。今回の連絡制度につきましては、小中学校に行っています児童生徒の生活指導業務が他機関と協力して行われることがあるといたしましても、警察の行う業務は区立学校のそれとは本来異なるもので、これへの情報の提供、これは外部提供に該当するというところで整理してございます。

また、本制度で情報提供する場合につきましては、要綱で限定的に定めてございますけれども、緊急性のある事案、それから児童生徒本人に協力を得ることが困難であると考えられる事案、さらにあらかじめ本人の同意を求めることが適当でない事案の場合でございますので、この

制度を実効性あるものとするためには、本人の同意を省略することがまず適当であると考え、審議会のご意見を伺うものでございます。

本人通知の省略につきましては、先ほどの収集の場合と同様の理由で先ほどの（１）、（２）として類型化しまして省略をする場合を定めるということで、審議会のご意見を伺うものでございます。以上の４点が審議会の意見聴取事項でございます。

ちなみに、それぞれ収集、外部提供あるいは通知につきましては、事務要領の中で各収集事項、あるいは外部提供条項の中で一括して運営審議会に承認をいただいている項目が幾つかございますけれども、私どもの方で整理させていただいた中では、今いただいている基準、それぞれ本人の同意を要しない基準には該当する項目が見当たらなかったものでございますので、今回のご意見をいただくものです。

まず収集につきましては、事務要領の20ページ、21ページでございますけれども、本人の同意を要しない本人以外からの収集の基準表が20ページでございます。1から7の整理番号で項目として類型化されています。そして、本人の同意を得ない本人以外からの収集で本人あての通知を省略できるものとしたしましては、21ページ、1から4の整理番号で類型化してございます。それとあと外部提供につきましては、49ページでございますが、ここで本人の同意を要しない外部提供の基準ということで、1から4番まで4つの類型で承認されています。

次の50ページにつきましては、本人の同意を得ない外部提供、通知の省略。これは1から3まで、3類型で一括の承認を頂いています。

これらの一括承認いただいている基準に照らしまして、今回のこの連絡制度につきましては、該当する項目がないということで、今回諮問させていただいたところでございます。

要綱の案のところで、先ほどの該当項目ということなんですけれども、ほかにも、例えば要綱の案の2ページでは、第6条ですけれども、警察へ連絡する事項ということで、対象事案に係る児童生徒の氏名、対象事案の概要、その他学校が必要と認める事項、ただし事案解決のために必要な範囲に限定するというような形で限定されてございます。

連絡担当者につきましては第7条でございますけれども、事案ごとに指定するという方式をとってございます。

それと、第9条の警察からの連絡の取り扱いにつきましても、正確性の確保、それと児童生徒の指導に必要な範囲に限るというようなこと、それと3項目では不利益となる措置や対応が行われてはならない、それとあとは継続的な指導を行うと、そういったような取り扱いにするものでございます。

記録につきましても、第10条でそれぞれ連絡制度に基づくやりとりにつきましては、記録をするということになっています。

それと、あと第11条ですけれども、適正な管理ということで、1項目では管理者を定めて厳格な管理をしていこうということ。2項目では複写であるとか電子計算組織に記録しないということと、あと児童生徒の転籍・卒業などにより学籍がなくなった場合、その他必要なくなった場合は、速やかに廃棄するということになっています。その他につきましては、教育職員に対する制度の周知徹底を図っていくとか、あるいは児童生徒、保護者に対してこの制度の趣旨を説明して、理解、協力を得ていこうということになっております。

なお、ご参考までに他区、都の状況ですが、まず、東京都につきましては、既に東京都の段階では協定が締結されていまして、都立高校につきましては、連絡制度が既にスタートしております。区の状況ですけれども、杉並区と世田谷区では既に運営審議会のご意見をいただいているということです。墨田区では今、審議中ということです。あと、品川区の方は条例の規定の仕方が異なっておりまして、運営審議会の諮問事項になってございませんので、既にそういう条例の規定に基づいて締結しているという状況でございます。

私の方からの趣旨につきましては以上でございます。

内山会長 はい、ありがとうございました。

要するに、東京都の方から提案があったんですね。少年の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定書（案）、これに対応して各自治体が協定を結ぶかどうかということで、文京区もそのことを判断するときに、当審議会の意見聴取が必要かどうかというようなことが今問題となって、必要だということを前提に答申をするというふうなことになるんですけども。

東京都の案と、これに加えて文京区の場合には児童生徒の、実施要綱（案）というのがありますけれども、これは文京区内部の制度としてつくるものですね。この協定書を締結するとした場合には、文京区ではこの協定書を実施要綱に従って取り扱うということを行うということですか。まずその点を伺いたいですけど、そういうことですね。

竹澤広報課長 協定書につきましては、ご覧いただいてもおわかりになりますけれども、ちょっと大ざっぱな内容になってございますので、文京区としての実施基準として、この要綱（案）の条項に基づいて連絡制度を運用していきたいと。

内山会長 ですから、今お話しになったところで、東京都の協定書（案）で、例えば都立高校はこの協定書（案）だけで実施をしているということになるんですか。

竹澤広報課長 はい。

内山会長 そのほか、例えば品川区も協定を結んでいるということですが、品川区もこの協定書だけでこの事務が進められているということになるんですか。

山田指導室長 品川区の場合も私どもと同様に、協定書だけでは不十分な部分があるということで、警視庁の方と覚書という形で別文書が交わせないかどうかということで協議した結果、警視庁の方もそれぞれの自治体で対応が違うというのは困るということで、覚書をやめて細目という形で決めたということ聞いております。

内山会長 その細目というのは……

山田指導室長 ですから、品川区だけが持っているという。

内山会長 品川区が作成したもので、ですから品川区がそれに基づいて実施しているということですか。

山田指導室長 品川区にある各警察署には、その細目について説明をして了解を得ている。

内山会長 なるほど。

山田指導室長 ですから、文京区の場合も4署の警察署にその実施要綱につきましてはお話をするようになってくると思います。

内山会長 はい、わかりました。東京都という言い方が正確かどうかは別にして、具体的に

は警視庁と協定を結ぶということのようですけれども、警視庁から出てきたひな形だけではなくて、文京区の実施要綱もあわせて、このような形で実施される事務として適切かどうかということをお話をあわせて審議すればいいということですね。

実施要綱の具体的に何が不十分で、その点をどのように規定したのかということについての具体的な説明を、時間も限られていますから、わずかな時間で結構なんですけれども、概略ご説明いただいた方がよろしいでしょうか。いいですか。直接委員の発言があれば、その方が。

近藤委員 例えば、今おっしゃられた品川区、でもこちら文京区の場合は地域性が違うと思うんですね。その場合に、文京区的地域性に合わせた協定を警視庁と結ぶという意味でしょうか。ちょっとその辺の絞り込みがわからないんですけれども。

山田指導室長 協定そのものについては変えられないということですので、今の警視庁の方ですね。それで、地域性ということで今回の実施要綱の第3条の学校長が警察署長への連絡事案ということで、アからエを示させていただいておりますように、文京区ではそれほど小中学生がかかわる事案で、警察と常に連絡をとっているということは余りないわけですし、アからエの重大な事案の4つに絞らせていただいて、実施要綱をつけたということで、この点については文京の方が厳しい内容になっているんじゃないかなというふうに。品川の方のを見ているわけではないので、比較・検討はできないんですけれども、そのように考えてこの4つに絞らせていただいていると。

近藤委員 昨日、実は私たち児童委員と、それから警察の方とで、子供を犯罪から守るにはというテーマでお話をしたんですけれども、そのときに警察の方が、今の状況をお話ししますっておっしゃられて、文京区としては、区内では非常に落ちついていてあまりないと言うんですね。ないわけではないんですけれども。ですけど、文京区の子供たちがすぐ隣に池袋はあるわ、新宿はあるわで、繁華街のところへ行って悪さをすることはありますと。それでまた向こうの方がこっちへ来てやることもある。ですから、そんなようなお話とともに、非常に子供たちは危険を察知する力が弱いから、ついつい何か悪さの方へ手が出るんだけれども。

例えば、コンビニでガム一つとってもこれは犯罪なんだ、人を殺してしまう、今回ありましたね、小学6年生が殺人を犯すというようなことがありますけど、あれも犯罪であると。犯罪には大小あるけれども、そんなことでこれを見ますと、警察は学校長に連絡がなければいけないとかいうんですが、実は私たちの持っている事例の中で、名前を出さないから構わないんですけど、自販機をこのごろ一回お金を入れてぼこっと出てきますね。ぼこっと出てきた後、あの中へ手を入れて何かするとどんどん出てくるんだそうですね。それがどの自販機もそうだというんじゃないかと、ある会社の自販機がそうなんだそうです。

それをやったら、そのときに見つけた民生委員、児童委員の方が、ちょっとあんた、そういうことすると悪いことなんでよくないよと、でもそれを先生に言うとか警察へ言うよと言うと、その子がもっと悪くなっていくかもわからない、隠れてほかへ行ってやろうとか。ですから、その辺が非常に難しかったと言いながら、その方を指導して、それで親に言えば親が今度はどういう虐待が来るかわからないし、うちの子はそういうことをしてないっていうような方に広がってしまってもいけないからということで、難しかったんですけど、きのうも課題になったんですけれども。

そんなようなこともありますので、これは学校側に申し出ていいのか、警察にすぐに訴えて、そういうのはどんどん芽を摘んでしまう方がいいのか、その子のためになるかならないかという部分なんです、その辺教えていただきたいいなと私は思ったんですね。こういう条例をつくといいですか、学校の適正な管理であると、それが適正であるかどうか、その辺がちょっとよくわからない。

山田指導室長 今挙げていただいた事例のようなときには、直接警察に行くということにはならないと思います。ここに書いてありますように、大変重要な案件のみに絞らせていただいて、そのようなことがあった場合は、多分学校が一番その子供の状況というのはわかっていると思いますので、ご相談いただければ、保護者にも知らせない形で、話をしていく中でやはり心配だからお父さんやお母さんに話した方がということで、本人の了承が得られれば家庭の方にもお話をするというような、そういう段階を追って指導していくように、日ごろからそういうふうにはしておりますけれども。

近藤委員 子供の健全育成の方へ持っていかなきゃいけませんから。

山田指導室長 そうです。ここでも書いてありますように、第1の目的は児童生徒の健全育成ということでこの制度がスタートしておりますので、本旨を外れるようなことには絶対にしていけないようにと思っております。

近藤委員 そうですね、それをお願いしたいと思っております。

東村委員 ちょっと似ているお話ですけども、学校だけでは解決が困難という表現があり、これは非常に微妙だと思うんですけども、そういうふうに判断したときは、警察署長へ連絡しなければならぬ。しなくてもいいのか、ねばならぬのか。

山田指導室長 必要だと判断したら当然。

東村委員 ということは、必要と判断しなければ連絡しなくてもいい。

山田指導室長 そうです。

東村委員 学校長はそれは責任にならないわけだね。

山田指導室長 しなかったことによって責任になることはありません。

東村委員 ねばならないではないわけね。

山田指導室長 ただ、自分だけで判断できるということは想定できませんので、当然私も連絡を受けてどうするかというような、一定のそういう時間はとっていきようにはしようとは思っておりますけれども。

内山会長 今の点は、警視庁の方の協定書の5条の(2)ですと、アとイがあって、要するにいずれにしても校長が必要と認める事案について、警察に情報を提供するという書き方をしていますよね。それを実施要綱、文京区独自の縛りの方では、3条の(2)のところ、必要と認める事案というのをもっと限定していて、例示を4つ挙げて、こういうことでないと外部提供しないということで、もっと厳格な運用を図ろうという趣旨だということですよ。だから、こういうようなことについて必要だと思えば、校長が連絡をするということですか。

堀添委員 これまでっていうのは、学校と警察というのは連絡を取り合っていないというわけではないんですか。

山田指導室長 ええ。それは必要に応じて、通常の形でとっていたということはありません。

あとは緊急性の場合ですね。

堀添委員 きちんと今回こういうような形にしましょうという。

山田指導室長 そうです。その場に応じて適切に判断していたというのが現状でありましたので、一定の協定書の中でその運用を図っていかうと。逆に、警察の方から情報というのはほとんど来ないのが現状でしたので、今後はある程度こういう形であればお知らせいただけるんじゃないかと思います。

堀添委員 子供が虐待されていて保護するという場合には、児童相談所との連絡というのは。

山田指導室長 まずは、そういう情報が学校に入った場合は、先ほどおっしゃっていましたが、民生児童委員の方が一番状況をわかっているらしいしますので、ご相談したりとか、そこを通して児童相談所に行ったときにご相談申し上げて、ああこれは警察の介入がある程度必要だという判断があるのであれば、また連絡をとって、そのときにはもう既に4者ぐらいが一堂に会して今後どうしていくかというような話し合いを持ちながら進めているというのが現状でございます。ですから、知ったからすぐ警察に通報ということはございません。

東村委員 この実施要綱の3ページ目のいわゆる11条、学校における情報の適正な管理というやつで、学校としては文書、複写、あるいは電子計算機に記録はしない。警察から連絡があった事項及び警察へ連絡した事項は云々という中で、警察に情報が行くと、警察はもらった情報というのは永遠にとっておくんですか。それはどうなんでしょう。

山田指導室長 この相互連絡制度を東京都が先駆けてつくっておりますので、その辺については都を通じて警視庁の方に問い合わせてもらった結果を見ているんですけども、警視庁の方も制度によって得られた情報は、ここに書いてありますように、学校側と同じように、卒業によって廃棄するというふうに確約していただいています。ただ、それを確認せよということになるとなかなか難しいでしょうが、それは両方の責任者が公印を押して協定をしているものですので、守っていただいているものと思っております。

東村委員 卒業と同時に……

山田指導室長 私どもの方も転出とか学籍がなくなった段階で廃棄するというふうなうたっております。

内山会長 そのほか。

近藤委員 よろしゅうございますか。

内山会長 はい、どうぞ。

近藤委員 ちょっとお伺いしたいんですけども、学校長の役割というので、警察署長との間で必要な情報交換を行うことができるとなっておりますけれども、この協定後はそういうものが何カ月に一回というか、1年に何回とかというのかもしれませんが、またその事故が起きたときにするとかあるんでしょうけども、どのぐらいの。

山田指導室長 今おっしゃったように、何かこういう事案が発生するか発生のおそれがあるときだけで、常時そのようなことをするというものではありません。想定としてはほとんどないのではないかなというふうに思っております。

近藤委員 そうすると、4署と校長先生というんじゃなくて、その地区の、駒込地区の署長とというような形ですか。そういうような。

山田指導室長 協定そのものは、警視庁の課長と文京区教育委員会の教育長がということになりますけれども、実際の状況になると、それぞれ所轄の警察と連絡をとることになる。

内山会長 仮にこういう制度が運用されると、教育委員会にもそのような連絡がどこでどういうふうに行ったかということについては、つかめるようなことになるんですか。

山田指導室長 これまでは、児童生徒にかかわる事件事故の報告については、第一報を除けば最終的にはきちんとした形で校長から報告をしていただいておりますので、そのようになると思います。

内山会長 ただし、学校で取得した文書等は複写したり何かしませんから、そのもの自体が、内容自体が教育委員会には行かないけれども……

山田指導室長 それは教育委員会では、はわからない。

内山会長 連絡事項ぐらいがわかるということなんですね。もともと教育は具体的なステレオタイプの事例に対して何か対応するというわけではなくて、全人的な教育ということが必要になるということになれば、なおさらのことですけれども、個別具体的な状況において教育者が何を適切なことととらえて、その適切な手法、方法をとるということになれば、とても適切な教育というのが望めないんだと思いますが、いずれにしてもそうなりますと、教育者、校長ですとか教員の皆さん方の適切な判断に頼るところがあるわけですけれども、そういう中でも文京区では具体的な事例を示して、こういう場合でなければ外部提供をしないし、収集もしないというふうなことで、限定をしているという意味では、個人情報保護という制度のあり方とすれば、適切なものではないのかなというように思うわけでございます。先ほどの条例と違いまして、こちらの事案は児童生徒の保護と犯罪防止というふうな目的からかんがみますと、余り時間を置くのもいかがかと思しますので、もしご異議がなければこれだけの要綱で配慮されているということで、相当なものであるというような答申をさせていただくということにいたしたいと思いますが、ご意見あれば伺います。

東村委員 ちょっとこういう例があったんですが、一昨年かな、ある地区で放火が随分あったんです。それで、どうも小学生か中学生らしいよと、近隣の人が警察にも言っているらしいし、警察も調べてるらしいけど、どうも全然警察官は出てこない。

ある学校のある先生が知っていたというか、おれはそういう感じしますよという場合は、どうなっちゃうの。

山田指導室長 どこまで案件が内容的に確定しているかというところで、かもしれないというふうなことでは。

東村委員 学校では確定って言うけど、先生は確定的に見たけど、警察はそこまで情報がわからないときは……

山田指導室長 見ていて、実際にそのものに遭遇して知っているということであれば、知らせないといけない。

東村委員 結構2週間ぐらいもめて、大変に危険で、ほとんど小学生か中学生だよという状況があって、警察が調べて一切公開できないって。あそこの学校のあの辺のクラスの生徒のはずだと、そういう微妙な展開もあって、そういう場合は学校が大変だよ。はっきりわかったら警察に言うわけだ。

内山会長 刑事訴訟法という法律ですと、公務員が犯罪があったということを見た場合には、告発義務があるんですね。ですから、教員も公務員の一翼でありますから、当然そういう義務があるわけですが、ただそれよりも優先する義務も教育上の義務ということであるでしょうから、万引きしたのを見つけたからといって、全部告発するという先生は多分いらっしゃるのかなと思いますから、そこは適切な運用が実際にはなされているものだろうというふうに思いますけどね。

山田指導室長 そうだと思います。

東村委員 逆に言えば、すごく情報が出てこないだけに、ありがたいなというのと大丈夫かなというのと両方だよな。

内山会長 そうですね。

杉本委員 一応この条項の中のこの部分、これだけ枠をかけるということ、これがないとやはり。ちょっとこれ先生方に失礼な言い方になっちゃうかもしれないけど、私はこのところで、もうこの子は手に負えないというだけで通報の形をとられた日には、とられた子は本当にそういう傾向があるにしても、最終的に烙印を押されるようになる怖さがあったなと思っていました。だけれども、ここにこれだけの枠をかけて、この範疇で校長の判断を下す、ということ、これは校長だけじゃなくても、恐らく校長が困れば教頭さんもいるだろうし、担任の先生もいるだろうし、会議をした結果で出すと思うんで、こういう枠がけをするんだったら、これは有効に生かしていいんじゃないかなと。私はこれは先ほどきてずっと読ませていただいたんですが、これが入ったらいいんじゃないかなと思ったんですよ。危惧はそこにあった。下手やると、責任逃れという言葉は非常に悪い言葉だけど、そんな形でお互いに、いや、これはおれの方じゃない、先生の方で見るべき生徒だと、こういうのがあるんだからいいよというような傾向が出始めると、これは非常にまずい条例だなと思ったんですけど、いいんじゃないですか。私はこれでやられるんならいいと思いますけど。私はそう思います。

佐藤委員 よろしいですか。

内山会長 はいどうぞ。

佐藤委員 この実施要綱とか、これ具体的にこれでオーケーとなれば、この周知徹底というのはどういう形にするの。学校長とか集めて、こういうことで文京区がやるの、ただ決まったからということで。これは周知徹底しないと。ただここで審議会で、やってもいいよと言っても、その辺の周知徹底の仕方をちゃんとしないと、変なふうに直しちゃったり。この審議会でゴーサイン出しても、その後の要綱がちゃんとこういう法にのっとって運用されないよ。

東村委員 それは行われるんでしょう。

山田指導室長 それは当然。東京都がこの協定を結んだ段階から校長会でお話をしておりまして、実際に内容については直接全体で話をして、それでこういうものについて文京区としては個人情報保護審議会の方にお諮りして、了承を得て協定を結びますというところもお話ししてございます。当然、今日終わってお認めいただければ、また各校長集まったところで縷々説明をして、それからもちろん学校から今度はわかりやすい形で保護者にもご説明する場をぜひつくっていただきたいということはお話しております。

それとあと、私ども教育委員会、それから議会の方にも報告事項としては当然そういうよう

なことです。

内山会長 警察にも当然、文京区はこういうことでやったということですね。各警察署長さんに具体的に説明していただけるということですね。

近藤委員 これができ上がったときに、関連機関はほとんど皆さんに渡していただけるんですね。

山田指導室長 ええ、それは送付いたします。

内山会長 じゃ、この要綱の趣旨も含めて、実施をされる機関、担当者に対しては、周知を適切に行うということを附帯意見として、このとおり実施して適切であるという答申にさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

内山会長 じゃ、その附帯意見については、またこの場で、今あらかじめ用意しているわけではありませんから、お任せいただいてという形になりますが、本日付で答申をさせていただくということにさせていただきます。